破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第４２２号

茨城県つくばみらい市谷井田2033番地１、前住所茨城県つくばみらい市伊奈東80番地174
債務者　小川　喜幸
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　賢介
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７４号

茨城県稲敷郡美浦村大字土屋3126番地332
債務者　亀山　泰延
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　破産債権の届出期間　平成23年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２９２号

愛媛県松山市東石井５丁目３番16号
債務者　松居佳津子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２３１号

奈良県桜井市大字慈恩寺880番地の１
債務者　山中　　勲
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　良彦
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２７５号

奈良県大和郡山市箕山町14番15号
債務者　谷村　精一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　朗彦
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２７６号

奈良県大和郡山市箕山町14番15号
債務者　谷村　高志
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　朗彦
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号

長野県千曲市大字八幡2304番地　志川団地95号
債務者　佐藤　　修
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　薫
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２０６号

福井市安原町第８号22番地
債務者　吉田　　巖
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　奈奈
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８号

鳥取県鳥取市福部町海士633番地１
債務者　井手野友美子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　琢生
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６８号

大分市中島西３丁目３番５号　中島ハウスマンション103
債務者　藥師寺康弘
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　章三
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０５号

北海道空知郡上富良野町東町１丁目１番17号すずらんハイツ206号室
債務者　寺田　清隆
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月７日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２２号

北海道稚内市港１丁目２番21号　ハイツ伊藤112
債務者　伊藤　　元
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４９号

北海道旭川市豊岡11条３丁目１番８号　東豊マンション102
債務者　鎌田　信幸
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月15日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４１号

秋田県雄勝郡羽後町柏原12番地５
債務者　武石　幸助
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
秋田地方裁判所横手支部